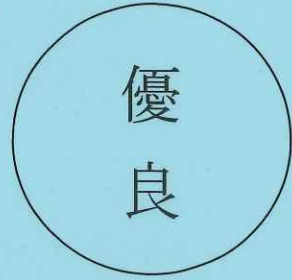


許可番号 第 06920022206 号

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 神戸市長田区苅藻島町一丁目1番28号

氏名 神戸環境クリエート株式会社  
代表取締役 山本 宏光



複写厳禁

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

神戸市長 久元喜造



許可の年月日 令和3年12月16日

許可の有効年月日 令和10年12月15日

## 1. 事業の範囲

中間処理

(1) 焼却

- ①汚泥 ②廃油 ③廃酸 ④廃アルカリ ⑤廃プラスチック類 ⑥紙くず ⑦木くず ⑧繊維くず
- ⑨動植物性残さ ⑩動物系固形不要物 ⑪ゴムくず ⑫金属くず
- ⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑭動物のふん尿 ⑮動物の死体

以上15種類

(2) 破砕

- ①汚泥 ②廃プラスチック類 ③金属くず ④ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

以上4種類

(以上、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。)

## 2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおりに (1)~(2)の計2施設

## 3. 許可の条件

環境省令で定める技術上の基準に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理を行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成2年5月2日	新規許可	平成23年6月24日	変更許可 (2品目追加)
平成7年5月2日	更新許可	平成27年5月2日	更新許可
平成12年5月2日	更新許可	平成30年5月28日	変更届 (混焼時の処理能力)
平成17年5月2日	更新許可	令和2年5月2日	更新許可
平成21年4月6日	変更許可	令和3年12月16日	更新許可・優良認定
平成22年5月2日	更新許可		

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 (無)

## 事業の用に供するすべての施設

次の(1)～(2)の計2施設。

- (1) 種類 : 焼却施設  
廃棄物の種類 : 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固型不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、動物のふん尿、動物の死体  
設置場所 : 神戸市長田区荻藻島町一丁目1番28号  
設置年月日 : 平成20年12月8日  
処理能力 : 75.56t/日(混焼時)、  
47.10t/日(汚泥)、0.86t/日(廃油)、4.80t/日(廃酸)、4.80t/日(廃アルカリ)、  
36.31t/日(廃プラスチック類)、61.42t/日(紙くず)、61.42t/日(木くず)、  
61.42t/日(繊維くず)、34.13t/日(動植物性残さ)、  
34.13t/日(動物系固形不要物)、51.00t/日(ゴムくず)、34.13t/日(金属くず)、  
31.16t/日(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)、  
47.10t/日(動物のふん尿)、34.13t/日(動物の死体)  
許可年月日 : 平成19年12月27日  
許可番号 : 第2057号
- (2) 種類 : 破碎施設  
廃棄物の種類 : 汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
設置場所 : 神戸市長田区荻藻島町一丁目1番28号  
設置年月日 : 平成20年12月8日  
処理能力 : 5.12 t/日(汚泥)、  
4.12 t/日(廃プラスチック類)、  
1.14 t/日(金属くず)、  
3.70 t/日(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)  
届出受理年月日 : 平成19年10月16日  
届出受理番号 : 第1111号

複写厳禁

(許可証 裏面)

以下余白

# 特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 神戸市長田区苅藻島町一丁目 1 番 28 号

神戸環境クリエート株式会社

氏 名

代表取締役 山本 宏光

優良

複写厳禁

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条の 4 第 6 項 の許可を受けた者であることを証する。

神戸市長 久 元 喜 造



許可の年月日 令和 3 年 12 月 16 日

許可の有効年月日 令和 10 年 12 月 15 日

## 1. 事業の範囲

中間処理

(1) 焼却

- ① 感染性産業廃棄物
- ② 汚泥 (特定有害産業廃棄物であるものに限る。)
- ③ 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。)
- ④ 廃酸 (pH2.0 以下のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。)
- ⑤ 廃アルカリ (pH12.5 以上のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。)

以上 5 種類

取り扱える特定有害産業廃棄物の種類は以下の表のとおりとする。

有害物質の種類	アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	1,4-ジオキサン	ダイオキシン類	
汚泥	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	
廃油	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○	-	
廃酸	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○
廃アルカリ	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○

〔○：取扱可能な特定有害産業廃棄物、-：取扱できない特定有害産業廃棄物〕

## 2. 事業の用に供するすべての施設

種 類 : 焼却施設  
廃棄物の種類 : 感染性産業廃棄物、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ  
(「1. 事業の範囲」に記載するものに限る。)  
設 置 場 所 : 神戸市長田区苅藻島町一丁目1番28号  
設 置 年 月 日 : 平成20年12月8日  
処 理 能 力 : 75.56 t/日 (混焼時)、  
61.42 t/日 (感染性産業廃棄物)、  
47.10 t/日 (汚泥)、  
0.86 t/日 (廃油)、  
4.80 t/日 (廃酸)、  
4.80 t/日 (廃アルカリ)  
許 可 年 月 日 : 平成19年12月27日  
許 可 番 号 : 第2057号

## 3. 許可の条件

環境省令等で定める技術上の基準に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理を行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年7月15日	新規許可
平成10年7月15日	更新許可
平成15年7月15日	更新許可
平成18年2月20日	変更許可(品目追加:廃油)
平成20年7月15日	更新許可
平成21年4月6日	変更許可(品目追加:汚泥、廃酸、廃アルカリ)
平成25年7月15日	更新許可
平成25年7月15日	変更許可(特定有害産業廃棄物(1・4-ジオキサン)の追加)
平成30年5月28日	変 更 届(混焼時の処理能力)
平成30年7月15日	更新許可
令和3年12月16日	更新許可・優良認定

## 5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 (無)

複  
写  
厳  
禁

(許可証 裏面)  
以下余白